契約変更理由書

神戸市

工　事　名	垂水妙法寺線（禅昌寺）道路拡幅工事その６

変更後の工事概要

土　　工	一　式	土留工	一　式
排水構造物工	一　式	舗装工	一　式
もたれ式擁壁	一　式	仮設工	一　式

契約変更の理由

(1) 現地ボーリングを基に当初想定していた地層区分よりも、岩線が浅いことが現地立会確認により判明した。そのため土留工における土砂層の削孔長を減工、軟岩の削孔長を増工する。

(2) 上与市橋A1橋台の土留杭打設位置が須磨里81号線に干渉するため、駐車場として使用している民有地に仮設道路を設ける必要があり、地権者との協議の結果、現在の駐車場の機能を補償することとなった。そのため、現駐車場の屋根の解体、および代替駐車場における舗装、屋根設置を増工する。

(3) 須磨里81号線に埋設されている汚水管が、上与市橋A1橋台の土留杭打設位置と干渉するため、公共下水道管理者との協議の結果、汚水管を仮移設することとなった。そのため既設管撤去、新設管布設工（L=60m）を増工する。

(4) 駐車場の移転など地元協議に時間を要し、１工区における土留工を８月末まで行うこととなったため、防音対策工の設置期間を３月末から８月末まで延長する。

(5) ２工区の西端部について、当初設計範囲外においても地山表面が露出することが分かったため、法面保護のため、もたれ式擁壁工（2-2）の施工範囲を増工する。

(6) 水道管理者との協議の結果、取付道路施工に伴い新設する給水管を布設することになったため、給水管布設工を増工する。

（公表様式第６号）